おいて国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	
2　平成十七年度から令和七年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
［(1)～(16)　略］	(17)　令和三年度補正予算債 ア　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度市町村六十・〇％分」という。） ［(ｱ)・(ｲ)　略］ ［イ　略］
［(ｱ)・(ｲ)　略］	(18)　令和四年度補正予算債 ［ア　略］ イ　学校教育施設等整備事業（義務教育施設改築事業等に限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度市町村六十・〇％分」という。）
	［(ｱ)・(ｲ)　略］

おいて国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	
2　平成十七年度から令和六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	
［(1)～(16)　同上］	(17)　令和三年度補正予算債 ア　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和三年度市町村六十・〇％分」という。） ［(ｱ)・(ｲ)　同上］ ［イ　同上］
［(ｱ)・(ｲ)　同上］	(18)　令和四年度補正予算債 ［ア　同上］ イ　義務教育施設の建設事業（義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項（第三号を除く。）に規定する施設に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「令和四年度市町村六十・〇％分」という。）
	［(ｱ)・(ｲ)　同上］